

# 会議結果報告書

平成 28 年 4 月 27 日

1. 会議名 平成 28 年度 第 1 回 印西市環境審議会
2. 日時 平成 28 年 4 月 27 日(金) 10:00～11:00
3. 場所 印西市役所 2 階 202 会議室
4. 出席者 委員：藤田、鈴木（康）、阿部、江畑、太田、山本、笠井、片倉、半田、室井  
【欠席：鈴木（好）】  
事務局：五十嵐（環境経済部長）、鈴木（環境保全課長）、  
佐藤、秋谷、石井、峰村、海老原（環境保全課）
5. 配布資料
  - ・平成 28 年度 第 1 回 印西市環境審議会 会議次第
  - ・印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正について
6. 内容
  - (1) 開会
  - (2) 部長挨拶
  - (3) 会長挨拶
  - (4) 議題
    - 1) 印西市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の改正について  
(会 長) 事務局からご説明をよろしく申し上げます。  
(事務局) 残土条例全部改正（案）に係るパブリックコメント実施結果について、説明いたします。パブリックコメントにつきましては、広報いんざい 4 月 1 日号及びホームページにおいて 4 月 1 日から 14 日まで実施いたしました。問合せ、意見等ともありませんでした。環境審議会委員の皆様にお願ひしました意見としましては、7 人の委員から 10 件のご意見をいただきました。その意見概要要旨は、別紙のとおりです。残土条例全部改正（案）のスケジュールとしましては、本日の環境審議会でのご意見等を踏まえ、顧問弁護士との協議、千葉地方検察庁との協議等を踏まえ、9 月の市議会に議案を上程し議決を経たのち、周知期間を設け、平成 29 年 1 月に新条例を施行したいと考えております。また、新年度には委員の皆様のご意見を踏まえ、体制整備を図ってまいりたいと考えております。  
(会 長) 何かご意見・ご質問はありますか。

- (委員) 残土埋め立てを行い、メガソーラー建設が多いと感じますが、太陽光発電設備に対する苦情等がありますか。
- (事務局) 太陽光発電設備そのものに対する苦情等は受けておりませんが、多くの地域で問題になっていることは認識しております。
- (委員) 3000 m<sup>2</sup>の許可は県が行政指導することになっていますが、ピンポイントな問題に対して直ぐに対応できない状況だと思います。市が適用除外を受け、制度を変えて実施することは非常に良いことだと思います。
- (委員) 残土埋め立ては、土地所有者の問題という側面がありますが、個人の問題としてではなく地域の問題として取り組んで行かなければと思います。
- (委員) ある案件では、地域住民の署名をもっても阻止できなかったことがあります。
- (委員) 要件が整っていれば、許可を出さなければならないという事情があるのかもしれませんが。
- (事務局) 規制の中で決められるものは検討させていただきたいと思います。
- (委員) 改良土を運ぶ際、道路を壊したら直さないのか。
- (事務局) 許可条件として、道路を直すようにしていると思います。
- (委員) 県条例では付していない条件を、市条例で付せる可能性があると思います。
- (委員) 建設残土の活用を国等でも謳っておりますが、印西市としてどう考えているのですか。
- (事務局) 改良土、再生土については、市条例で使用できないようにするという事です。
- (委員) 残土埋め立てをされる場所は、農地等が多いと思います。農業委員会とも連携してパトロールを強化した方が良いでしょう。
- (委員) 農家だけでは目が届かないと思います。各自治会長とも協力して、また、監視員というものも制度として確立した方が良いでしょう。
- (委員) パブリックコメントの意見が0であったように、市民として、この問題がよくわからないということが問題だと思います。市民サイドに分かるように訴えていく、市民の目線が監視体制になる、行政サイド、警察サイド、市民サイド、あらゆるサイドで監視することが重要だと思います。
- (事務局) やはり、谷津田が狙われることが多いのが事実です。農地所有者に対する啓発が農業委員会だよりでも記載がありました。本日のお話も農業委員会にお伝えしたいと思います。
- (委員) 地主の方も内容がわからない場合があると思います。千葉ニュータウン自治会でも広報した方が良いでしょう。
- (会長) 話題として自治会にあげる。千葉ニュータウン住民も問題としてとらえる。横のつながりを期待することが重要だと思います。続いて、残土条例改正に対する「答申

(案)」について説明願います。

(事務局) 前回の会議及び委員の皆様からの意見等を踏まえまして、「答申(案)」を作成いたしました。付帯意見として4点あげております。委員の皆様から特に意見のあった、安心な生活環境が失われないよう規制、監視に努めること、執行体制の強化及び整備が重要であることなどを記載させていただきました。

(会長) 事務局からの説明に何かご質問等がありますか。

(委員) これまでの我々の意見を踏まえてある内容だと思います。

(会長) では、この「答申(案)」について、何か意見を付けたしたいなどございましたら、事務局までご連絡ください。それらの意見を踏まえ、最終的な答申の内容につきましては、私と事務局に一任させて頂いてもよろしいでしょうか。

(委員) 異議なし

(会長) ありがとうございます。それでは内容がまとまり次第、私が環境審議会を代表して、市長へ答申を提出させていただきたいと思います。本日の議事はこれで終了させていただきます。議事進行にご協力をいただきありがとうございました。事務局へお返しします。

## 2) その他

(事務局) 藤田会長、ありがとうございました。「答申(案)」に対するご意見は事務局へ提出いただけたらと思います。以上をもちまして、第1回審議会を終了いたします。お疲れ様でした。

以上